

商 品 名 (愛 称)	退職金専用特別金利定期預金 「スーパーかぐらプラス」							
販 売 対 象	・ご退職を迎えられた個人のお客さま ※退職金の受取日から1年以内の預入れが条件となります。							
預 金 種 類	スーパー定期、スーパー定期300							
預 入 期 間	1年・3年（満期後は、店頭表示金利で自動継続となります。）							
預 入 (1) 預 入 方 法 (2) 預 入 金 額 (3) 預 入 単 位 (4) 預 入 資 金	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・100円以上 ・1円単位 ・退職金 当金庫への退職金振込みのほか、他金融機関への振込み・預入れの退職金も対象となります。							
払 戻 方 法	・満期日以後に一括して払い戻します。							
利 息 (1) 適 用 金 利	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">対 象</th> <th style="width: 40%;">適 用 金 利 （ 年 利 ）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・「年金受取口座指定予約票」をお申込みのお客さま ※満55歳以上のお客さまが対象となります。 ・既に当金庫と年金のお取引があるお客さま、または裁定請求手続き等で年金指定が確認できるお客さま </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">店頭表示金利+0.50%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">上記以外のお客さま</td> <td style="text-align: center;">店頭表示金利+0.25%</td> </tr> </tbody> </table> 上乗せ金利は当初預入期間のみの適用となります。初回満期継続後の適用金利は継続日当日の店頭表示金利が適用されます。		対 象	適 用 金 利 （ 年 利 ）	<ul style="list-style-type: none"> ・「年金受取口座指定予約票」をお申込みのお客さま ※満55歳以上のお客さまが対象となります。 ・既に当金庫と年金のお取引があるお客さま、または裁定請求手続き等で年金指定が確認できるお客さま 	店頭表示金利+0.50%	上記以外のお客さま	店頭表示金利+0.25%
対 象	適 用 金 利 （ 年 利 ）							
<ul style="list-style-type: none"> ・「年金受取口座指定予約票」をお申込みのお客さま ※満55歳以上のお客さまが対象となります。 ・既に当金庫と年金のお取引があるお客さま、または裁定請求手続き等で年金指定が確認できるお客さま 	店頭表示金利+0.50%							
上記以外のお客さま	店頭表示金利+0.25%							
(2) 利 払 方 法 (3) 計 算 方 法	スーパー定期、スーパー定期 300 の利払方法を適用します。 スーパー定期、スーパー定期 300 の計算方法を適用します。							
税 金	・平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます。)							
手 数 料	—							
付 加 可 能 な 特 約 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・「総合口座」の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率) ・マル優の取扱いができます。 							
中 途 解 約 時 の 取 扱 い	・満期日前に解約する場合は当金庫所定の税率とします。							
金 利 情 報 の 入 手 方 法	・金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。							
そ の 他 参 考 と なる 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・他の上乗せ金利との併用はできません。 ・対象期間中であれば、お一人様で複数口のお預け入れが可能です。 							

商 品 名 (愛 称)	退職金専用特別金利定期預金 「スーパーかぐらプラス」
預金保険について	・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)
苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室(9時～17時、電話:0855-22-1851)にお申し出ください。
紛争解決措置	東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話 03-3517-5825)にお申し出ください。

日本海信用金庫